

# 経過措置料金規制に関するみなしガス小売事業者の 指定旧供給区域等の指定解除について



# 1. 指定旧供給区域等の指定解除について

- 経過措置料金規制については、昨年11月に一般ガス事業者に対して指定旧供給区域等の指定を、12月及び本年1月に簡易ガス事業者に対して指定旧供給地点の指定を行い、これらの区域等については、本年4月の小売全面自由化後も現行の供給約款に基づく料金規制を引き続き課すこととしている。
- これらの指定旧供給区域等については、他のガス小売事業者又は他燃料への切り替え、自社の自由料金メニューへの切り替えが進展したことにより当該区域内における競争状態が確認できた場合には、規制料金によってガスの使用者の利益の保護を図らずとも競争による料金低減が今後期待できることから、定期的に競争状態を確認した上で、解除要件を満たした場合には経過措置料金規制を解除することとする。

# (参考) 指定旧供給区域等の指定解除要件

(第29回ガスシステム改革小委員会資料より抜粋)

## 解除基準について

### <旧一般ガス事業者>

以下のいずれかに該当するか否か

- ①直近の当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が50%以下
- ②小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数×1/2 ≤ 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数

※直近3年間の合計ベース。また、他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数が、「≤」のトリガーとなった場合には、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要において50%以上であることを追加的な要件とする。

- ③直近1年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力がある
- ④小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数 ≤ 自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数

YES

解除する

NO

解除しない

### <旧簡易ガス事業者>

以下のいずれかに該当するか否か

- ①直近の当該旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下
- ②小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×1/2 ≤ 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料採用件数

※直近3年間の合計ベース。

- ③小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数 ≤ 自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数

YES

解除する

NO

解除しない

(注1) 都市ガス利用率や旧簡易ガス事業者のシェアを算定するに当たっては、前述の一般世帯におけるガス需要の獲得・離脱に係る考え方をを用いることを認めることとする。

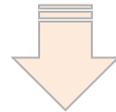
(注2) 小口需要とは、一般ガス事業者の場合は年間使用量10万m<sup>3</sup>未満の需要、簡易ガス事業者の場合は1,000m<sup>3</sup>未満の需要。

(注3) 旧一般ガス事業者に係る解除基準②については、既築物件における獲得件数・離脱件数のうち、他のガス小売事業者との競争に係るものについては、平成32年度に経過措置料金規制を解除するか否かの判断を行う際に、平成29年度から平成31年度までの3年度間における獲得件数・離脱件数を初めて勘案する。

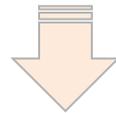
(注4) 前回の本小委員会でお示した競争状態を正しく評価する観点からの留意点については、上記の場合においても同様。

## 2. 指定旧供給区域等の指定解除手続きについて

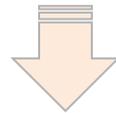
経過措置料金規制を解除するか否かを確認するため、指定の際と同様に対象事業者に対し報告徴収を実施



報告内容について解除基準に適合するか否かを審査



解除基準に適合すると判断できる指定旧供給区域等があった場合はパブリックコメントを実施



パブリックコメントの意見を勘案した上で、解除するか否かを決定し、解除する場合は該当事業者に通知

- 経過措置料金規制が解除される場合には、一般ガス導管事業者として最終保障約款を定め、国に届け出る必要がある。ガス小売事業者としては、規制料金ではなくなり自由料金メニューも選択できること、これまでの料金等も残す場合には、その旨を既存の需要家に対しあらかじめ説明・書面交付を行う必要がある。また、自由料金メニューに切り替えた場合には、契約締結時の説明・書面交付が必要となる。